

## 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人守里会（以下「本会」という。）の定款第22条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等の用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事長及び業務執行理事並びに使用兼務役員その他常時法人において業務を遂行する者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分するものとする。
- (5) 費用弁償とは、職務執行に伴い発生する交通費（自家用車、タクシー、電車等の交通機関使用含む）、旅費、及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別するものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等は、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤理事には、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等には、報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 理事及び監事の報酬等については、評議員会が定める1人当たりの各年度の総額が評議員会の定めた範囲内で報酬等をして支給するものとし、その範囲を超える場合には、そのことについて評議員の承認を得るものとする。

- (1) 報酬 別表1に定める額
- (2) 賞与 別表2に定める額
- (3) 退職手当 別表3に定める算式により算出される額のうち、理事会において決定した額。

(費用弁償の額)

第5条 非常勤役員の費用弁償の額は、理事会等の出席業務について開催場所にかかわらず日額定額とし、当該役員と相談の上決定する。

2. 評議員の費用弁償の額は、評議員会の出席業務については、日額1万円とする。但し、県外在住の評議員は別紙規定に定めた額を支給する。
3. 役員等が出張する場合には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
4. 役員等が業務遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合には、その費用を負担する。

(報酬等の支給の方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日にあたる時は、職員給与規程第5条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後6か月以内に支給する。

- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。ただし、通貨をもって本人に支給することができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

第7条 非常勤役員の報酬及び費用弁償の支払時期は、毎月15日とする。

- 2 報酬及び費用弁償は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

#### 別表 1

- |              |                         |
|--------------|-------------------------|
| (1) 常勤理事の報酬  | 無報酬                     |
| (2) 非常勤理事の報酬 | 理事会等の出席 無報酬             |
|              | 上記のほか、業務遂行の必要な場合 日額 2万円 |
| (3) 監事       | 理事会等の出席 無報酬             |
|              | 上記のほか、監事監査など業務遂行の必要な場合  |
|              | 日額 2万円                  |

#### 別表 2

常勤理事の賞与 無報酬

#### 別表 3

常勤理事の退職金

最終月額報酬(役員分に限る)×在任年数×係数

在任年数は、1年単位とし、1年未満の端数はきりすてるものとする。

## 付 則

- 1 この規程は平成29年 4月 1日から施行する。

## 県外在住の評議員の費用弁償 規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人守里会（以下「本会」という。）の役員等の報酬等に関する規程に基づき、県外在住の評議員の費用弁償に関し定めるものである。

(費用弁償の額)

第2条 県外在住の評議員の費用弁償の額は、評議員会の出席業務について別表1に定める額を支給する。

別表1

- |                  |        |
|------------------|--------|
| (1) 中国・四国地方在住の場合 | 日額 2万円 |
| (2) 近畿地方在住の場合    | 日額 3万円 |
| (3) その他 地方の場合    | 日額 4万円 |

## 付 則

- 1 この規程は平成29年 4月 1日から施行する。